

副 本



大阪府労委 令和元年(不)第15号 スバルが丘学園事件

申立人 大阪教育合同労働組合

被申立人 学校法人スバルが丘学園



準備書面 (3)

令和元年12月13日

大阪府労働委員会会長様

上記被申立人代理人

弁護士 安部将規



大阪府労働委員会令和元年(不)第15号スバルが丘学園事件について、
被申立人は次のとおり主張する。

第1 労働委員会の令和元年11月18日付求釈明について

1 [REDACTED]組合員及び[REDACTED]組合員の勤務場所について

[REDACTED]組合員及び[REDACTED]組合員は、本校においても勤務している。

[REDACTED]組合員は、西キャンパスにおける授業（月・火・木・金の各曜日の5・6限（午後2時30分から午後4時20分））及び部活動の時間を除き、本校において勤務している。

[REDACTED]組合員は、月曜日の2～6限、火曜日の2・3・4限、水曜日の2・3・4限、木曜日の1・2・4・5限、金曜日の

3・4・5限は本校で勤務している。

2 出席者の事前通知について

被申立人は、団体交渉を行うについて双方出席者を事前に通知することを提案した。

これは、団体交渉を円滑かつ充実して実施するために、出席者の氏名を相互に明らかにすることにより、信頼関係を構築できると考えたためである。当然のことであるが、被申立人は、申立人側の団交出席者についてその当否を論じる意図は全くなく、組合自治に介入するものではない。

また、これら提案はあくまでも被申立人からの提案であり、申立人において意見がある場合被申立人としてはこれを尊重する意向であったところ（例えば乙11），申立人からは当初強い反論もなかった（乙3，乙6）。その後、申立人から1週間前までに出席者の氏名を事前に通知することが組合自治に反するとの申入れがなされたため（乙12），被申立人としては、申立人が事前通知自体は受け入れたものと理解し、いつまでであれば事前通知が可能か問い合わせたうえで（乙13），前日までの事前通知を提案したものである（乙15）。

仮に、申立人において前日までに出席者を通知することが困難であるとしても、被申立人としてはこれをもって団体交渉の実施を拒むものではないし、答弁書に記載したとおり、事前通知がなされた者と異なる者が団体交渉に参加することになったとしても、これをもって団体交渉の開催を拒む意図はなく、被申立人としては、出席者の事前通知を団体交渉開始の条件と考えているものではない。

したがって、被申立人としては、申立人が出席者の事前通知は

しないとの意向を有しているのであれば、事前の通知はなくてもよいと考えている。

ただし、仮に団体交渉を神戸第一高等学校の校内において行うこととなった場合、学校施設の安全管理の都合上、被申立人高校では、校内に入校する者の氏名を予め連絡してもらうこととしているところ、かかる観点から事前の出席者の通知をお願いすることとなる。

第2 労働委員会の令和元年11月18日付争点（案）について

1 争点①について

被申立人は、出席者の事前通知を団交開始条件とした意図はない。ただし、前記のとおり、仮に団体交渉を神戸第一高等学校の校内において実施する場合には、学校施設の安全管理の観点から出席者の事前通知が必要である。

2 争点②について

被申立人が二つの別組合との間で就業時間内に学校施設内で団交を行った事実はなく、前提事実に誤りがある。

第3 申立人準備書面（3）について

申立人は、組合員の多数が本校に勤務しているため、本校を団交場所として求めると主張する。

しかし、申立人はこれまで組合員が誰であるか明らかにしておらず、被申立人が把握している組合員は、団交申入書に記載された[REDACTED]組合員、[REDACTED]組合員及び[REDACTED]組合員のみである。ただし、[REDACTED]組合員は申立人から脱退したと聞いている。

したがって、申立人の、組合員の多数が本校に勤務していると

の主張が事実であるかは不明である。

以上